新規上場申請のための半期報告書

株式会社ｅｓｔｉｅ

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長　横山　隆介 殿
【提出日】	2026年10月１日
【中間会計期間】	第９期中(自2026年１月１日　至2026年６月30日)
【会社名】	株式会社ｅｓｔｉｅ
【英訳名】	estie, inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役　平井　瑛
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目７番２号
【電話番号】	050-1743-8018（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役ＣＦＯ　上田　來
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目７番２号
【電話番号】	050-1743-8018（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役ＣＦＯ　上田　來

目　　次

頁

第一部【企業情報】 …… 1
第１【企業の概況】 …… 1
１【主要な経営指標等の推移】 …… 1
２【事業の内容】 …… 2
第２【事業の状況】 …… 3
１【事業等のリスク】 …… 3
２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …… 3
３【重要な契約等】 …… 4
第３【提出会社の状況】 …… 5
１【株式等の状況】 …… 5
２【役員の状況】 …… 11
第４【経理の状況】 …… 12
１【中間連結財務諸表】 …… 13
２【その他】 …… 32

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 …… 33
期中レビュー報告書 …… 巻末

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第９期 中間連結会計期間	第８期
会計期間		自2026年１月１日 至2026年６月30日	自2025年１月１日 至2025年12月31日
売上高	（千円）	1,750,503	2,082,341
経常損失（△）	（千円）	△2,635	△543,340
親会社株主に帰属する 中間（当期）純損失（△）	（千円）	△279,084	△1,201,659
中間包括利益又は包括利益	（千円）	△280,200	△1,201,659
純資産額	（千円）	1,302,602	1,551,838
総資産額	（千円）	4,632,811	4,384,995
１株当たり中間（当期）純損失（△）	（円）	△39.75	△171.67
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	－	-
自己資本比率	（%）	25.4	33.1
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	340,712	△100,287
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△196,122	△510,516
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△123,579	773,796
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	4,090,832	4,069,822

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、１株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

３．当社は、第８期中間連結会計期間については中間連結財務諸表を作成していないため、第８期中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

４．当社は、2026年７月15日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月31日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。１株当たり中間（当期）純損失については、第８期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。なお、当社は、前中間連結会計期間については中間連結財務諸表を作成していないため、前年同中間連結会計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

（経営成績）

当社グループは、「産業の真価を、さらに拓く。」というパーパスのもと、不動産業界で横断的に活用可能なデジタルインフラの構築を通じ、顧客の意思決定と業務生産性を抜本的に高めるとともに、不動産の売買や賃貸といった各種取引がよりデータドリブン且つ滑らかに実行される世界の実現を目指し、事業を推進してまいりました。

当中間連結会計期間において、既存顧客に対する追加サービスの導入及び新規顧客の獲得の双方が進展し、リカーリング売上高は前年同期比で60％増加いたしました。加えて、M&Aを通じて獲得した新たなサービス・事業の貢献による更なる売上高の上振れも実現しました。

以上の結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高は1,750,503千円、営業損失は1,911千円、経常損失は2,635千円、親会社株主に帰属する中間純損失は279,084千円となりました。

なお、当社グループは不動産プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

（資産）

当中間連結会計期間末における資産合計は4,632,811千円となり、前連結会計年度末に比べ247,816千円増加しました。これは主に、前払費用の増加83,280千円、売掛金の増加50,742千円によるものです。現金及び預金の増減については、「(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

（負債）

当中間連結会計期間末における負債合計は3,330,208千円となり、前連結会計年度末に比べ497,051千円増加しました。これは主に、顧客企業から契約期間分の料金を一括で受領すること等による契約負債の増加343,954千円によるものです。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産合計は1,302,602千円となり、前連結会計年度末に比べ249,235千円減少しました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純損失の計上による利益剰余金の減少279,084千円によるものです。なお、当中間連結会計期間末における自己資本比率は25.4%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、4,090,832千円となりました。各活動の状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、340,712千円の収入となりました。

主に、税金等調整前中間純損失276,594千円を計上した一方、減損損失281,520千円の計上及び契約負債の増加

343,954千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、196,122千円の支出となりました。

主に、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出133,953千円及び投資有価証券の取得による支出55,000千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、123,579千円の支出となりました。

主に、短期借入金の返済62,643千円及び長期借入金の返済60,936千円によるものであります。

3 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,000,000
Ａ種優先株式	1,000,000
Ａ２種優先株式	1,000,000
Ａ３種優先株式	1,000,000
Ｂ種優先株式	1,000,000
計	9,000,000

（注）１．2026年７月24日開催の臨時株主総会決議により、2026年７月24日付で定款の変更がおこなわれております。これにより、発行可能株式総数は、891,000,000株増加し、900,000,000株となっております。このうち普通株式は495,000,000株増加し、500,000,000株、Ａ種優先株式、Ａ２種優先株式、Ａ３種優先株式、Ｂ種優先株式はそれぞれ99,000,000株増加し、100,000,000株となっております。

２．2026年８月31日開催の臨時株主総会決議により、2026年８月31日付で定款の変更が行われております。これにより、Ａ種優先株式、Ａ２種優先株式、Ａ３種優先株式、Ｂ種優先株式に係る定款の定めが廃止され、発行可能株式総数は、839,000,000株減少し、61,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株)（2026年６月30日）	提出日現在発行数(株)（2026年10月１日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	70,428	15,443,800	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
Ａ種優先株式	17,500	―	非上場	
Ａ２種優先株式	21,000	―	非上場	
Ａ３種優先株式	18,577	―	非上場	
Ｂ種優先株式	26,933	―	非上場	
計	154,438	15,443,800	―	―

（注）１．2026年７月15日開催の取締役会決議により、2026年８月28日付でＡ種優先株式、Ａ２種優先株式、Ａ３種優先株式、Ｂ種優先株式のすべてにつき取得のうえ、対価として各優先株式１株につきそれぞれ普通株式１株を交付いたしました。また、取得した優先株式のすべてを2026年８月28日付で消却しました。

２．2026年７月15日開催の取締役会決議により、2026年８月31日付で普通株式について１株を100株に株式分割いたしました。これにより株式数は15,289,362株増加し、発行済株式数は15,443,800株となっております。

３．2026年８月31日開催の臨時株主総会決議により、2026年８月31日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

（第21回新株予約権）

決議年月日	2026年２月26日
付与対象者の区分及び人数(名)　※	当社使用人　107
新株予約権の数（個）　※	2,935
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　2,935（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	94,418（注）２
新株予約権の行使期間　※	2028年２月27日～2036年２月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　94,418 資本組入額　47,209
新株予約権の行使の条件　※	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）４

※　新株予約権証券の発行時（2026年２月28日）における内容を記載しております。

（注）１．当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の100分の１未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

３．新株予約権の行使の条件

①　新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第21回新株予約権発行要項第７項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

②　権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③　上記②にかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、14日間（但し、買収の効力発生日の前日までの間に限る。）は、本新株予約権を行使することができるものとする。

４．当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。

①　交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の目的である株式数に組織再編行為の比率を乗じた数を目的である株式数とする新株予約権の数をそれぞれ交付するものとする。

②　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。

④　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤　新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥　新株予約権の行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

⑦　新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧　組織再編行為の際の取扱い

本注釈に準じて定められる。

（第22回新株予約権）

決議年月日	2026年３月20日
付与対象者の区分及び人数(名)　※	当社使用人　１
新株予約権の数（個）　※	80
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　80（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	１（注）２
新株予約権の行使期間　※	2028年３月21日～2036年３月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　１ 資本組入額　0.５
新株予約権の行使の条件　※	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）４

※　新株予約権証券の発行時（2026年３月22日）における内容を記載しております。

（注）１．当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の100分の１未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

３．新株予約権の行使の条件

①　新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第22回新株予約権発行要項第７項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

②　権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③　上記②にかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、14日間（但し、買収の効力発生日の前日までの間に限る。）は、本新株予約権を行使することができるものとする。

４．当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。

①　交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の目的である株式数に組織再編行為の比率を乗じた数を目的である株

式数とする新株予約権の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

⑦ 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧ 組織再編行為の際の取扱い
本注釈に準じて定められる。

② 【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2026年3月31日（注）１	普通株式 428	普通株式 70,428 Ａ種優先株式 17,500 Ａ２種優先株式 21,000 Ａ３種優先株式 18,577 Ｂ種優先株式 26,933	1,921	101,921	1,921	2,373,849

（注）１．新株予約権の行使による増加であります。
２．2026年７月15日開催の取締役会決議により、2026年８月28日付でＡ種優先株式、Ａ２種優先株式、Ａ３種優先株式、Ｂ種優先株式のすべてにつき取得のうえ、対価として各優先株式１株につきそれぞれ普通株式１株を交付いたしました。また、取得した優先株式のすべてを2026年８月28日付で消却しました。
３．2026年７月15日開催の取締役会決議により、2026年８月31日付で普通株式について１株を100株に株式分割いたしました。これにより株式数は15,289,362株増加し、発行済株式数は15,443,800株となっております。
４．2026年８月31日開催の臨時株主総会決議により、2026年８月31日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。
５．財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、2026年８月31日開催の臨時株主総会において、会社法第447条第1項に基づき、資本金の額を減少し、最終的な資本金の額を1,000万円とすること（減少額は会社計算規則第27条に基づきその他資本剰余金へ振り替える予定）について決議を行っております。この効力が発生する日は、2026年12月31日を予定しております。

(5) 【大株主の状況】

2026年 ６月 30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
UTEC4号投資事業有限責任組合	東京都文京区本郷七丁目３番１号	35,125	22.74
平井　瑛	東京都中央区	29,352	19.01
HRI株式会社	神奈川県横浜市港南区丸山台四丁目17番25号	20,000	12.95
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町一丁目９番６号	8,587	5.56
Vertex Growth Fund II Pte. Ltd.	250 North Bridge Rd, #11-01 Raffles City Tower, Singapore 179101	8,582	5.56
Globis Fund VI, L.P.	PO Box 2681, Cricket Square, Hutchins Drive,George Town, Grand Cayman, KY1-1111 Cayman Islands	6,792	4.40
グロービス6号ファンド投資事業有限責任組合	東京都千代田区二番町５番地１	6,708	4.34
束原　悠吾	東京都目黒区	4,055	2.63
岩成　達哉	神奈川県横浜市青葉区	4,055	2.63
青木　信	東京都中央区	4,055	2.63
田中　陸	東京都世田谷区	4,055	2.63
計	―	131,366	85.06

（注）2026年８月31日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記所有株式数について

は、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年６月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 70,428 Ａ種優先株式 17,500 Ａ２種優先株式 21,000 Ａ３種優先株式 18,577 Ｂ種優先株式 26,933	普通株式 70,428 Ａ種優先株式 17,500 Ａ２種優先株式 21,000 Ａ３種優先株式 18,577 Ｂ種優先株式 26,933	(1)【株式の総数等】 ②発行済株式をご参照ください。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	154,438	―	―
総株主の議決権	―	154,438	―

(注) １．2026年７月15日開催の取締役会決議により、2026年８月28日付でＡ種優先株式、Ａ２種優先株式、Ａ３種優先株式、Ｂ種優先株式のすべてにつき取得のうえ、対価として各優先株式１株につきそれぞれ普通株式１株を交付いたしました。また、取得した優先株式のすべてを2026年８月28日付で消却しました。

２．2026年７月15日開催の取締役会決議により、2026年８月31日付で普通株式について１株を100株に株式分割いたしました。また、2026年８月31日開催の臨時株主総会決議により、2026年８月31日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式（その他）の株式数は普通株式15,443,800株、議決権の数は154,438個、発行済株式総数の株式数は15,443,800株、総株主の議決権の数は154,438個となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

２ 【役員の状況】

該当事項はありません。

第４ 【経理の状況】

１　中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。

２　監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、当中間連結会計期間（2026年１月１日から2026年６月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 (2026年６月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	4,090,832
売掛金	125,694
その他	189,054
流動資産合計	4,405,581
固定資産	
有形固定資産	32,799
投資その他の資産	
投資有価証券	55,000
その他	139,430
投資その他の資産合計	194,430
固定資産合計	227,230
資産合計	4,632,811

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （2026年６月30日）
負債の部	
流動負債	
買掛金	109,431
契約負債	1,112,137
賞与引当金	82,820
１年内返済予定の長期借入金	118,464
その他	345,136
流動負債合計	1,767,990
固定負債	
長期借入金	1,408,861
役員退職慰労引当金	60,000
退職給付に係る負債	26,511
資産除去債務	52,740
その他	14,105
固定負債合計	1,562,218
負債合計	3,330,208
純資産の部	
株主資本	
資本金	101,921
資本剰余金	4,626,754
利益剰余金	△3,551,064
株主資本合計	1,177,612
新株予約権	96,706
非支配株主持分	28,284
純資産合計	1,302,602
負債純資産合計	4,632,811

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自2026年１月１日 至2026年６月30日）
売上高	1,750,503
売上原価	417,168
売上総利益	1,333,334
販売費及び一般管理費	※1　1,335,245
営業損失（△）	△1,911
営業外収益	
受取利息	4,581
補助金収入	100
貸倒引当金戻入額	4,930
その他	2,271
営業外収益合計	11,882
営業外費用	
支払利息	12,285
その他	320
営業外費用合計	12,606
経常損失（△）	△2,635
特別利益	
新株予約権戻入益	7,655
特別利益合計	7,655
特別損失	
固定資産除却損	94
減損損失	281,520
特別損失合計	281,614
税金等調整前中間純損失（△）	△276,594
法人税、住民税及び事業税	3,942
法人税等調整額	△336
法人税等合計	3,606
中間純損失（△）	△280,200
非支配株主に帰属する中間純損失（△）	△1,115
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	△279,084

【中間連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自2026年１月１日 至2026年６月30日）
中間純損失（△）	△280,200
その他の包括利益	
その他の包括利益合計	－
中間包括利益	△280,200
（内訳）	
親会社株主に係る中間包括利益	△279,084
非支配株主に係る中間包括利益	△1,115

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自2026年１月１日 至2026年６月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失(△)	△276,594
減価償却費	4,895
減損損失	281,520
株式報酬費用	9,219
新株予約権戻入益	△7,655
受取利息及び受取配当金	△4,596
支払利息	12,285
売掛金の増減額(△は増加)	△10,019
買掛金の増減額(△は減少)	21,937
契約負債の増減額(△は減少)	343,954
賞与引当金の増減額(△は減少)	17,316
その他	△39,171
小計	353,092
利息及び配当金の受取額	4,923
利息の支払額	△12,378
法人税等の支払額	△5,674
法人税等の還付額	748
営業活動によるキャッシュ・フロー	340,712
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	△55,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △133,953
その他	△7,169
投資活動によるキャッシュ・フロー	△196,122
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	△62,643
長期借入金の返済による支出	△60,936
その他	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△123,579
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	21,009
現金及び現金同等物の期首残高	4,069,822
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 4,090,832

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

当中間連結会計期間 （自　2026年１月１日　至　2026年６月30日）
連結の範囲の重要な変更 当中間連結会計期間において、株式会社クラフコの株式を取得したため、同社を連結の範囲に含めております。また、株式会社estieスマートリフォームを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

（中間連結損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 （自2026年１月１日 至2026年６月30日）
給料手当	449,607千円
研究開発費	219,914千円
賞与引当金繰入額	63,875千円
退職給付費用	4,244千円

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 （自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）
現金及び預金	4,090,832千円
現金及び現金同等物	4,090,832千円

※２　株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

当中間連結会計期間（自 2026年１月１日　至 2026年６月30日）

株式の取得により新たに株式会社クラフコを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と新規連結子会社株式の取得による支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	130,079千円
固定資産	20,538千円
のれん	281,520千円
流動負債	△96,313千円
固定負債	△115,824千円
新規連結子会社株式の取得価額	220,000千円
新規連結子会社の現金及び現金同等物	86,046千円
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△133,953千円

（株主資本等関係）

当中間連結会計期間（自 2026年１月１日　至 2026年６月30日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、単一セグメントであるため記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自　2026年１月１日　至　2026年６月30日)

取得による企業結合

１．企業結合の概要

（１）被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　：株式会社クラフコ

事業の内容　　：web制作、不動産売買及び仲介

（２）企業結合を行った主な理由

専門的なノウハウ・顧客基盤と当社のデータ・テクノロジー基盤を組み合わせることで、グループ全体の競争力強化および中長期的な企業価値向上を目的としております。

（３）企業結合日

2026年１月30日（株式取得日）

2026年１月１日（みなし取得日）

（４）企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

（５）結合後企業の名称

変更ありません。

（６）取得した議決権比率

100%

（７）取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによります。

２．中間連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2026年１月１日から2026年６月30日まで

３．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	220,000千円
取得原価		220,000千円

４．主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザリーに対する報酬・手数料等　41,282千円

５．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

（１）発生したのれんの金額

281,520千円

（２）発生原因

取得原価が、企業結合時における被取得企業の時価純資産額を上回ったことにより発生したものです。

（３）償却方法及び償却期間

当中間連結会計期間において全額を減損損失として計上しております。

６．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	130,079千円
固定資産	20,538千円
資産合計	150,617千円
流動負債	96,313千円
固定負債	115,824千円
負債合計	212,138千円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、不動産プラットフォーム事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）
Vertical Dataソリューション	1,357,855
エンタープライズ実装	85,286
専門情報サービス	226,080
その他	81,281
顧客との契約から生じる収益	1,750,503
その他の収益	－
外部顧客への売上高	1,750,503

（１株当たり情報）

１株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 （自 2026年１月１日 至 2026年６月30日）
１株当たり中間純損失(△)	△39円75銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△279,084
普通株主に帰属しない金額(千円)	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△279,084
普通株式の期中平均株式数(株)	7,021,800
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	－

(注) １．潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、１株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

２．2026年８月31日付で普通株式について１株につき100株の割合で株式分割いたしました。当中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり中間純損失を算定しております。

（重要な後発事象）

（優先株式の取得及び消却）

当社は2026年７月15日開催の取締役会において、Ａ種優先株式、Ａ２種優先株式、Ａ３種優先株式、Ｂ種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年８月28日付で取得のうえ、対価として各優先株式１株につきそれぞれ普通株式１株を交付いたしました。

また、取得した優先株式のすべてを2026年８月28日付で消却しました。

１.取得及び消却を行う株式数

Ａ種優先株式	17,500
Ａ２種優先株式	21,000
Ａ３種優先株式	18,577
Ｂ種優先株式	26,933
２.交換により交付した普通株式数	84,010
３.交換後の発行済普通株式数	154,438

（新株予約権の発行）

当社は当中間連結会計期間末以降、第23回、第24回、第23-2回、第24-2回の新株予約権を発行しております。詳細は以下の通りです。

（第23回新株予約権）

決議年月日	2026年８月14日
付与対象者の区分及び人数(名)　※	当社使用人　120
新株予約権の数（個）※	3,265
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　3,265（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	（注）２
新株予約権の行使期間　※	2028年８月15日～2036年８月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	（注）３
新株予約権の行使の条件　※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）５

※　新株予約権証券の発行時（2026年８月15日）における内容を記載しております。

（注）１．当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の100分の１未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

なお、本株式分割に伴い、目的となる株式数は326,500株に調整されました。

２．新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）は、１株につき、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される場合における募集又は売出しに係る当社の普通株式の発行価格若しくは売出価格、又は金147,883円のいずれか高い金額（但し、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの期間は金147,883円）としている。なお、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合・無償割当ての比率}$$

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、上記（注）２に記載の方法により決定さ

れる行使価額であり、当社の普通株式の上場に係る公開価格等により定まるため、現時点においては確定していない。また、資本組入額は、当該発行価格に発行する株式数を乗じて算出される資本金等増加限度額（会社計算規則第17条）に0.5を乗じた額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。なお、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第23回新株予約権発行要項第７項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③ 上記②にかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、14日間（但し、買収の効力発生日の前日までの間に限る。）は、本新株予約権を行使することができるものとする。

５．当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の目的である株式数に組織再編行為の比率を乗じた数を目的である株式数とする新株予約権の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧ 組織再編行為の際の取扱い

本注釈に準じて定められる。

（第24回新株予約権）

決議年月日	2026年８月14日
付与対象者の区分及び人数(名)　※	当社使用人　５
新株予約権の数（個）※	1,500
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　1,500（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	（注）２
新株予約権の行使期間　※	2028年８月15日～2036年８月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	（注）３
新株予約権の行使の条件　※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）５

※　新株予約権証券の発行時（2026年８月15日）における内容を記載しております。

（注）１．当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の100分の１未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

なお、本株式分割に伴い、目的となる株式数は150,000株に調整されました。

２．新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）は、１株につき、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される場合における募集又は売出しに係る当社の普通株式の発行価格若しくは売出価格、又は金147,883円のいずれか高い金額（但し、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの期間は金147,883円）としている。なお、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合・無償割当ての比率}$$

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、上記（注）２に記載の方法により決定される行使価額であり、当社の普通株式の上場に係る公開価格等により定まるため、現時点においては確定していない。また、資本組入額は、当該発行価格に発行する株式数を乗じて算出される資本金等増加限度額（会社計算規則第17条）に0.5を乗じた額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。なお、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第24回新株予約権発行要項第７項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③ 権利者は、以下の条件を満たした場合に限り、割当てを受けた本新株予約権のうち以下の割合の本新株予約権を限度として、本新株予約権を行使できるものとする。

a）権利者は、割当日が属する事業年度の翌期以降のある事業年度末における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書。以下同じ。）に記載された売上高（以下「通期売上」という。）について、95億円以上の通期売上を達成した場合には、割当てを受けた本新株予約権の２分の１を限度として本新株予約権を行使できる。但し、2030年１月１日から始まる事業年度末までの達成を条件とする。

b）権利者は、割当日が属する事業年度の翌期以降のある事業年度末における当社の損益計算書に記載された営業利益に減価償却費、のれん償却費及び株式報酬費用を加えた額（以下「通期EBITDA」という。）について、20億円以上の通期EBITDAを達成した場合には、割当てを受けた本新株予約権の２分の１を限度として本新株予約権を行使できる。但し、2030年１月１日から始まる事業年度末までの達成を条件とする。

④　権利者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条に定める当社の関係会社を意味する。）の取締役、執行役員、事業責任者、部門責任者又はこれらに類する身分を有している場合その他当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

⑤　上記にかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、14日間（但し、買収の効力発生日の前日までの間に限る。）は、当該決議又は決定の日において上記③及び④の条件を満たす範囲に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

5．当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。

①　交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の目的である株式数に組織再編行為の比率を乗じた数を目的である株式数とする新株予約権の数をそれぞれ交付するものとする。

②　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。

④　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤　新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥　新株予約権の行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

⑦　新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧　組織再編行為の際の取扱い

本注釈に準じて定められる。

（第23-2回新株予約権）

決議年月日	2026年９月１日
付与対象者の区分及び人数(名)　※	当社使用人　１
新株予約権の数（個）※	25
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　2,500（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	（注）２
新株予約権の行使期間　※	2028年９月２日～2036年９月１日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	（注）３
新株予約権の行使の条件　※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）５

※　新株予約権証券の発行時（2026年９月２日）における内容を記載しております。

（注）１．当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の100分の１未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）は、１株につき、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される場合における募集又は売出しに係る当社の普通株式の発行価格若しくは売出価格、又は金1,479円のいずれか高い金額（但し、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの期間は金1,479円）としている。なお、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、上記（注）２に記載の方法により決定される行使価額であり、当社の普通株式の上場に係る公開価格等により定まるため、現時点においては確定していない。また、資本組入額は、当該発行価格に発行する株式数を乗じて算出される資本金等増加限度額（会社計算規則第17条）に0.5を乗じた額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。なお、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第23-2回新株予約権発行要項第７項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③ 上記②にかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、14日間（但し、買収の効力発生日の前日までの間に限る。）は、本新株予約権を行使することができるものとする。

５．当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の目的である株式数に組織再編行為の比率を乗じた数を目的である株式数とする新株予約権の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧ 組織再編行為の際の取扱い

本注釈に準じて定められる。

（第24-2回新株予約権）

決議年月日	2026年９月１日
付与対象者の区分及び人数(名)※	当社取締役　１
新株予約権の数（個）※	300
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　30,000（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	（注）２
新株予約権の行使期間　※	2028年９月２日～2036年９月１日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	（注）３
新株予約権の行使の条件　※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）５

※　新株予約権証券の発行時（2026年９月２日）における内容を記載しております。

（注）１．当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の100分の１未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）は、１株につき、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される場合における募集又は売出しに係る当社の普通株式の発行価格若しくは売出価格、又は金1,479円のいずれか高い金額（但し、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの期間は金1,479円）としている。なお、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合・無償割当ての比率}$$

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、上記（注）２に記載の方法により決定される行使価額であり、当社の普通株式の上場に係る公開価格等により定まるため、現時点においては確定していない。また、資本組入額は、当該発行価格に発行する株式数を乗じて算出される資本金等増加限度額（会社計算規則第17条）に0.5を乗じた額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。なお、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使の条件

①　新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第24-2回新株予約権発行要項第７項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

②　権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③　権利者は、以下の条件を満たした場合に限り、割当てを受けた本新株予約権のうち以下の割合の本新株予約権を限度として、本新株予約権を行使できるものとする。

a）権利者は、割当日が属する事業年度の翌期以降のある事業年度末における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書。以下同じ。）に記載された売上高（以下「通期売上」という。）について、95億円以上の通期売上を達成した場合には、割当てを受けた本新株予約権の２分の１を限度として本新株予約権を行使できる。但し、2030年１月１日から始まる事業年度末までの達成を条件とする。

b）権利者は、割当日が属する事業年度の翌期以降のある事業年度末における当社の損益計算書に記載された営業利益に減価償却費、のれん償却費及び株式報酬費用を加えた額（以下「通期EBITDA」という。）について、20億円以上の通期EBITDAを達成した場合には、割当てを受けた本新株予約権の２分の１を限度として本新株予約権を行使できる。但し、2030年１月１日から始まる事業年度末までの達成を条件と

する。

④ 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条に定める当社の関係会社を意味する。）の取締役、執行役員、事業責任者、部門責任者又はこれらに類する身分を有している場合その他当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

⑤ 上記にかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、14日間（但し、買収の効力発生日の前日までの間に限る。）は、当該決議又は決定の日において上記③及び④の条件を満たす範囲に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

5．当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の目的である株式数に組織再編行為の比率を乗じた数を目的である株式数とする新株予約権の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧ 組織再編行為の際の取扱い

本注釈に準じて定められる。

（株式分割及び単元株制度の採用）

当社は、2026年７月15日開催の取締役会において株式分割を行うことを決議し、2026年8月31日付で株式分割を実施いたしました。また、当該株式分割に伴い、2026年８月31日開催の臨時株主総会決議により、2026年８月31日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

１．株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施しました。

２．株式分割の概要

（１）分割の方法

2026年７月15日開催の取締役会決議により、2026年８月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、１株につき100株の割合をもって分割しました。なお、今回の株式分割を行うにあたり、2026年７月24日開催の臨時株主総会決議により2026年７月24日付で定款の一部を変更し、発行可能株式総数を9,000,000株から900,000,000株へ変更しております。また、2026年８月31日開催の臨時株主総会決議により、2026年８月31日付で定款の変更が行われております。これにより発行可能株式総数は、839,000,000株減少し、提出日現在においては61,000,000株となっております。

（２）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	154,438
株式分割により増加する株式数	15,289,362
株式分割後の発行済株式総数	15,443,800
株式分割後の発行可能株式総数	61,000,000

（３）１株当たり情報に及ぼす影響

「１株当たり情報」は、当該株式分割が当中間連結会計期間の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されています。

３．その他

（１）資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

（２）新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の１株当たり行使価額を2026年８月31日以降、以下のとおり調整いたしました。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第１回新株予約権	100 円	1 円
第11回新株予約権	1 円	1 円
第12回新株予約権	1 円	1 円
第13回新株予約権	1 円	1 円
第14回新株予約権	13,917 円	140 円
第15回新株予約権	13,917 円	140 円
第17回新株予約権	1 円	1 円
第18回新株予約権	1 円	1 円
第19回新株予約権	26,600 円	266 円
第20回新株予約権	26,600 円	266 円
第21回新株予約権	94,418 円	945 円
第22回新株予約権	1 円	1 円
第23回新株予約権	（注）	（注）
第24回新株予約権	（注）	（注）

（注）第23回新株予約権及び第24回新株予約権の行使価額は、1株につき、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される場合における募集又は売出しに係る当社の普通株式の発行価格若しくは売出価格、又は金147,883円のいずれか高い金額（但し、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの期間は金147,883円）とされているため、現時点において確定しておりません。なお本株式分割に伴い、当該金147,883円は金1,479円に調整されました。

４．単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年9月25日

株式会社 estie

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 裕之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川村 拓哉

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ｅｓｔｉｅの2026年1月1日から2026年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ｅｓｔｉｅ及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上